

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成19年11月5日

京都市長 梶本頼兼

## 1 建築協定書の概要

### (1) 申請者の住所及び氏名

京都市西京区大枝北沓掛町3丁目15番地の3

服部 真貴子

### (2) 建築協定の名称

京都市西京区西桂坂第1地区建築協定

### (3) 建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛町3丁目1番地の1から1番地の3まで、1番地の5、1番地の7から1番地の19まで、1番地の21、1番地の22、2番地の1から2番地の16まで、3番地の1から3番地の8まで、3番地の10から3番地の14まで、4番地の2から4番地の6まで、5番地の2、5番地の3、5番地の5から5番地の11まで、5番地の13、5番地の14、6番地の1、6番地の2、6番地の4から6番地の14まで、7番地の1から7番地の5まで、7番地の7、7番地の8、7番地の10から7番地の15まで、8番地の1から8番地の4まで、8番地の6、9番地の1から9番地の13まで、9番地の15、10番地の2から10番地の6まで、11番地の1から11番地の7まで、12番地の1から12番地

の 8 まで, 12 番地の 10, 12 番地の 12, 12 番地の 13, 15 番地の 1 から  
15 番地の 19 まで, 16 番地の 1, 16 番地の 2, 17 番地の 1, 17 番地の 2,  
18 番地の 2, 18 番地の 5 から 18 番地の 8 まで及び 18 番地の 10

(4) 建築協定区域隣接地

京都市西京区大枝北杳掛町 3 丁目 1 番地の 4, 1 番地の 6, 1 番地の 20,  
3 番地の 9, 4 番地の 1, 5 番地の 1, 5 番地の 4, 5 番地の 12, 6 番地の  
3, 7 番地の 6, 7 番地の 9, 8 番地の 5, 8 番地の 7, 9 番地の 14, 10 番  
地の 1, 12 番地の 9, 12 番地の 11, 17 番地の 3, 18 番地の 3, 18 番地  
の 4 及び 18 番地の 9

(5) 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 構造, 用途, 形態, 意匠及びその他の事項

(6) 協定の期間

10 年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 19 年 11 月 5 日 (月) から平成 19 年 11 月 26 日 (月) まで

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課 (北庁舎 2 階)

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成 19 年 11 月 27 日 (火) 午後 2 時から午後 3 時

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部会議室（北庁舎 2 階）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 西澤亨

（都市計画局建築指導部建築指導課）